

熱海市旧日向別邸条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第7号

熱海市旧日向別邸条例の一部を改正する条例

熱海市旧日向別邸条例（平成17年熱海市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とする。

第9条中「委託」を「寄託」に改め、同条を第11条とし、第5条から第8条までを2条ずつ繰り下げる。

第4条中「納付しなければならない」を「納付し、入館券の交付を受けなければならない」に改め、同条ただし書を削り、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第4条 旧日向別邸の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 旧日向別邸の休館日は、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

別表中「第4条関係」を「第6条関係」に、

「		「						
	<table border="1"><thead><tr><th>一般</th><th>市民、団体等</th></tr></thead><tbody><tr><td>300円</td><td>200円</td></tr><tr><td>200円</td><td>100円</td></tr></tbody></table>	一般	市民、団体等	300円	200円	200円	100円	を
一般	市民、団体等							
300円	200円							
200円	100円							
	<table border="1"><thead><tr><th>一般</th><th>市民等</th></tr></thead><tbody><tr><td>1,000円</td><td>750円</td></tr><tr><td>700円</td><td>550円</td></tr></tbody></table>	一般	市民等	1,000円	750円	700円	550円	」
一般	市民等							
1,000円	750円							
700円	550円							
」		」						

に改め、同表備考1中「市民、団体等」を「市民等」に改め、(3)を削り、(4)を(3)とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。